

病院の開設までの流れ

1 病院の開設

<p>事前相談</p>	
<p>開設の2～ 3週間前</p>	<p>○病院開設許可申請書【第1号様式（第2条関係）】</p> <p>手数料：41,000円</p> <p>添付書類：①管理者の医師・歯科医師免許証の原本及び写し （※法人による開設で、法人代表者と管理者が同一でない場合は、 ④の照明例を参考に写しに原本証明したもので可）</p> <p>②管理者の医業略歴書 （住所、氏名、生年月日、最終学歴、免許取得日、勤務歴等を記載したもの。）</p> <p>③管理者の臨床研修修了登録証の原本及び写し* （※法人による開設で、法人代表者と管理者が同一でない場合は、 ④の照明例を参考に写しに原本証明したもので可）</p> <p>④医療従事者の免許証の写し（※管理者又は法人代表者が原本証明したものの） （証明例：「本証と照合の結果相違ないことを確認する」、日付、管理者氏名又は法人名・代表者名）</p> <p>⑤敷地周辺の見取図（GoogleMap等も可）</p> <p>⑥建物の構造概要及び平面図</p> <p style="font-size: small;">〔※平成16年4月1日以降に医籍登録した医師、または平成18年4月1日以降に歯科医籍登録した歯科医師が管理者となる場合のみ。〕</p>
<p>開設の1～ 2週間前</p>	<p>○構造設備使用許可申請書【第28号様式（第12条関係）】</p> <p>手数料：自主検査 22,000円、保健所検査 43,000円</p> <p>※構造設備の変更を伴わない場合は、自主検査を選択することができる。</p> <p>添付書類：①構造設備自主検査結果届出書【第29号様式（第12条関係）】（自主検査の場合）</p> <p>②病院開設許可証の写し</p> <p>③建物の平面図</p>
<p>開設した日 以降10日 以内</p>	<p>○病院開設届【第7号様式（第3条関係）】</p> <p>添付書類：病院開設許可証の写し</p> <p>○新規開業に伴う医療機能等に関する確認書（医科のみ）</p> <p>○診療用エックス線装置備付届【第31号様式（第13条関係）】</p> <p>添付書類：①診療用エックス線装置に関する届出書【第32～36号様式】機種ごと</p> <p>②装置の製作者名・形式・定格出力等が確認できる書類（カタログ等）</p> <p>③備え付ける部屋の平面図及び側面図</p> <p style="font-size: small;">（詳細は、診療用エックス線装置に関する届出書【第32～36号様式】の備考欄を確認すること）</p>

④放射線に係る測定結果

(漏洩線量測定結果、または空間線量分布図〈移動式の場合〉)

⑤エックス線装置変更内容の一覧

(病院に設置しているエックス線装置の一覧で、変更前後のエックス線装置の製作者名、型式、用途等を記載したもの。)

○共同利用に関する計画書(新規で装置を導入する場合のみ)

以下、指定を受ける場合のみ提出

○被爆者一般疾病医療機関指定申請書(2部)

…長崎県 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所(地域保健課)。

○医療機関指定申請書(結核)(1部)

…長崎市 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所(感染症対策室)。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html>

医療法に基づく申請書等は、次の URL からダウンロードできます。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454200/p023622.html>